

1. 研究委員会を結成する

- 研究委員会は、面接員（7名）、コーディネーター（1名）、そして若干の学識経験者およびリエゾンから成っています。
- 面接員とは、エキスパートのインタビューを行う者で、社会福祉分野の修士課程修了者です。ここでは、面接員の1人がコーディネーター役をかねています。
- 学識経験者とは、児童福祉分野に広い実践と研究経験を持つ大学の教員などで、助言、指導を行います。
- リエゾンは児童相談所の所長などで、エキスパートの選定に協力し、助言、指導します。リエゾンは調査対象となった児童相談所から1名ずつ選ばれます。

2. エキスパートを選定する

- 研究委員会にてエキスパートの選定を行います。エキスパートとは、実際にケースワークを行っている児童相談所の児童福祉司で、児童相談所から1～2名選ばれます。
- エキスパートは以下の条件を満たすものとする。①現場経験者からエキスパートとみなされている、②自分たちの仕事を概念化できる、③自分たちの実践を明らかにしたいと考えている、④定期的にインタビューを行える、⑤調査に耐えられる。

3. 面接員へ調査概要を説明する

- 面接員（7名）、学識経験者（1名）、コーディネーター（1名）でワーキング・グループをもち、マニュアル1と2をもとにして、面接員にインタビューの流れや記録の仕方を説明します。面接員は、エキスパートシステムの考え方、インタビューの方法、If-Thenルールの作成の仕方等に関してよく話し合い、共通の認識をもっておく必要があります。
- 児童虐待援助における重要な意思決定場面、質問項目を検討します。
- ひとりのエキスパートにすべての意思決定場面についてインタビューすることは困難だと思われます。個々のエキスパートの経験を考慮し、得意と思われる意思決定場面や虐待の種類などをできるだけ把握しておいて、質問内容をある程度絞り込んでおきます。
- 実際の面接を想定して、ロールプレイなどによりインタビューの練習をします。

4. インタビューの準備をする

- 担当するエキスパートが決まったら、インタビューを開始するまでに、面接員は以下の項目をおさえておく必要があります。
 - ① 児童虐待に関する法的手続き
 - ② 児童虐待に関する事務処理や書類手続き
 - ③ その機関の体制・業務・児童虐待への取り組み・ケース処遇の流れ
 - ④ スーパーバイズなどエキスパートの意思決定に影響を与える外的思惑要因
- ③については、担当するエキスパートのいる機関の白書や報告書等で明らかにできると思われます。④について事前にわからなければ、インタビューの中で徐々に明らかにしていきます。

5. 調査の状況を把握する

- 面接員（7名）と学識経験者（1名）、コーディネーター（1名）でワーキンググループを持ち、チーム全体で各意思決定場面をバランス良くインタビューできているか確認し、インター

ビューにおける疑問点について話し合います。

- インタビューが円滑に進んでいるかモニターします。

6. インタビュー後のまとめを行う

- すべてのインタビューを通して明らかにし If-Then ルールを整理し、エキスパートからのフィードバックを得ながら最終的なまとめを行います。